

【平成 28 年熊本地震に伴い熊本県から避難されている皆様へ】

被災住宅の応急修理制度の申込期限について

平成 28 年熊本地震における被災住宅の応急修理制度の申込期限は、平成 29 年 4 月 13 日（木）までとなっております。制度の利用を希望される方は、申込期限までに被災時にお住まいの熊本県内の市町村にお申し込みください。

被災住宅の応急修理制度について

被災した住宅の日常生活に必要な欠くことのできない部分の修理を市町村が実施する制度です。

1 対象者

| 罹災区分 | 対象の可否 | 要件等 |
|-------|-------|---|
| 全壊 | △ | ・全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、住宅の応急修理の対象とはなりません。全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となります。 |
| 大規模半壊 | ○ | － |
| 半壊 | △ | 自らの資力では応急修理することができない方は対象となります。 |

※現に応急仮設住宅（みなし仮設住宅）に入居されている方の申請はできません。

※一部損壊の世帯は対象となりません。

2 基準額

1 世帯当たりの限度額は 576,000 円です。

3 応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。

- （1）熊本地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となります。
- （2）内装に関するものは原則として対象となりません（例外あり）。

4 申込期限

平成 29 年 4 月 13 日（木）

5 工事完了期限

具体的期日は、今後、申込状況や工事の進捗状況に応じて別途設定します。

（現時点では、平成 29 年度中の工事完了を想定しています。）

申込先 被災時に居住していた市町村
問合せ 被災時に居住していた市町村
または 熊本県健康福祉部健康福祉政策課(096-333-2819)
H P 熊本県 応急修理 で検索